

## 第7次小山市行政改革大綱実施計画の見直しについて

### 1. 計画見直しの理由

本市では、限られた行政資源を有効に活用しながら、質の高い行政サービスを提供するため、「第7次小山市行政改革大綱及び実施計画（令和2～6年度）」に基づき、計画的に行政改革に取り組んでいるところです。

このたび、令和3年3月に策定された「第8次小山市総合計画（令和3～7年度）」に基づく基本計画において、事業の優先順位の見直しを進め、一層の行財政改革の推進を行うことが重視されている点を踏まえ、上位計画である総合計画と一体的に取り組むべく、計画期間を整合させるために1年延長するものです。

また、令和2年度行政改革推進本部会議において、現行の実施計画の取組項目を真に実施計画に記載する必要があるものみに厳選する旨の指摘があったことを受け、新型コロナウイルス感染症の影響により市を取り巻く環境が激変したことを考慮しつつ、事業の優先順位を勘案しながら、一定の基準に基づき取組項目の見直しを図るものです。

### 2. 見直し項目について

#### (1) 計画期間の見直し

次期行政改革大綱及び実施計画の策定を上位計画である次期総合計画の策定と一体的に行うため、第7次行政改革大綱の計画期間を第8次総合計画と同じ令和7年度までに1年延長します。

#### (2) 実施計画の見直し

現在105項目ある取組項目について、真に実施計画に記載する必要があるものみに厳選するため、以下の基準に基づき項目を整理します。

##### ① 令和2年度までに目標達成・取組完了した事業は削除する。

例「都市公園有料体育施設及び公園施設の指定管理の導入」

「ESCO事業による道路灯及び公園照明灯のLED化」等

##### ② 経常的な取組で行政改革大綱で進捗管理する必要がない取組は削除する。

例「体育施設利用の推進」「精神障がい者相談業務の強化」等

##### ③ 各事業の個別計画において別途進捗管理されている取組は削除する。

例「とちぎ結婚支援センター小山運営」「公園施設長寿命化計画の推進」等

##### ④ 指標・目標が重複する取組を統合する。

例「人件費比率の上昇の抑制」「給与制度の適正化」等

#### (3) 見直し検討項目数について

現在105項目ある取組項目のうち、61項目を見直し検討対象としています。詳細は【資料5】をご参照ください。

#### (4) 追加項目について

昨今の社会的情勢に鑑みると、行政改革を進めるにあたりDXの推進が強く求められていることから、関連する取組の追加を併せて検討しています。

例「BPRに向けた業務量調査」「電子契約の導入」等